

申請書（医療機関記入用）、申請書記入例とあわせて医療機関のかたへお渡してください。

関係医療機関 様

目黒区国保年金課

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の
「傷病手当金支給申請書」に係る証明のお願い

目黒区では、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方で、仕事を休んだ被保険者（給与の支払いを受けられなかった方に限る）に対し、傷病手当金を支給することといたしました。

上記の支給要件に該当する方が、傷病手当金の申請を行うに当たっては、「帰国者・接触者外来」等の医療機関を受診されている場合は、当該医療機関で、「労務不能と認められた医学的な所見」や「労務不能と認められた期間」などを証明していただき、その書類を添えて申請する必要があります。

つきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）」に必要事項を証明していただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

《申請書作成（証明）上の留意点》

- 1 別添の記入例を参考に作成してください。
- 2 原則、傷病手当金の支給については、医療機関での証明日時点までの申し出内容に基づき支給決定を行い、見込みの期間については支給できません。そのため、治療継続中の場合においては、「労務不能と認められた期間」の終了日については、あくまで目安としての見込みである旨がわかるようにご記入ください。
- 3 証明作成の費用については、健康保険法第99条第1項に基づく傷病手当金に係る意見書を交付した場合と同様に、「傷病手当金意見書交付料」により保険者宛てに診療報酬請求を行ってください。（令和2年5月14日付け厚生労働省事務連絡）
- 4 その他、ご不明な点がございましたら、次の担当までお問い合わせください。

担当 目黒区国保年金課管理係 電話03-5722-9809